

令和3年10月15日

郡市区医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会  
(公 印 省 略)

令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」に関しての通知がありましたのでご案内いたします。

本補助金は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、医療機関・薬局等における感染拡大防止対策に要するかかり増し費用を補助するものです。交付の対象は、院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所に対し、令和3年10月1日から令和3年12月31日までにかかる新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策に要した費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）です。補助上限金額は、病院・有床診療所（医科・歯科）は10万円、無床診療所（医科・歯科）は8万円、薬局・訪問看護事業者・助産所は6万円です。申請受付期間は、令和3年11月1日（予定）から令和4年1月31日とされており、原則としてインターネットを利用した電子申請を予定しています。申請用 Web サイトは厚生労働省において準備中であり、掲載され次第、再度ご案内させていただきます。

また、詳細につきましては下記の厚生労働省のホームページよりご確認ください。

<厚生労働省ホームページ URL> [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html)

つきましては、貴会におかれましても、本件につきご了知いただくとともに、会員医療機関への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、別紙に会員宛ての添書と本補助金の概要、各種支援金の概要の計3種類をご用意しております。周知にご活用いただけますと幸いです。

**<問合せ先> インターネットでの電子申請が困難な方はこちらにお問合せください。**

**厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター**

**電話番号：0120-336-933（平日9:30~18:00）**

以上

令和3年10月15日

会員各位

一般社団法人 大阪府医師会  
(公印省略)

令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」に関するの通知がありましたのでご案内いたします。

本補助金の概要は別紙をご参照いただき、詳細については下記の厚生労働省のホームページをご確認ください。

また、この度の申請は原則としてインターネットを利用した電子申請を予定しています。申請用 Web サイトは厚生労働省において準備中であり、掲載され次第、再度ご案内させていただきます。

なお、インターネットでの電子申請が困難な方や本補助金についてのご質問やご相談は下記のお問合せ先（厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター）にご連絡ください。

<厚生労働省ホームページ>

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html)

<問合せ先>

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933（平日9:30~18:00）

以上

一般社団法人 大阪府医師会 経理課 TEL：06-6763-7005

## 「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」概要

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、医療機関・薬局等における感染拡大防止対策に要するかかり増し費用が補助されることとなりました。

### 1. 対象の医療機関等

院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う「保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所」

### 2. 補助上限金額

病院・有床診療所（医科・歯科）	無床診療所（医科・歯科）	薬局・訪問看護事業者・助産所
10万円	8万円	6万円

### 3. 対象経費

令和3年10月1日から令和3年12月31日までに新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策に要した次の経費です。

賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。

※家賃については感染拡大防止のために新たに借りた診療スペースが対象。

### 4. 申請受付期間

令和3年11月1日（予定）から令和4年1月31日まで

### 5. 申請方法（原則としてインターネットを利用した電子申請となる予定です。）

厚生労働省のホームページより詳細をご確認の上、申請を行ってください。

<厚生労働省ホームページ URL> [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html)

「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大継続支援補助金 厚労省」で検索

**※現在、申請用 WEB サイトは準備中ですので、掲載され次第、再度ご案内いたします。**

パソコンほかスマートフォンやタブレットからも申請が可能です。

### 6. 留意事項

①申請は事業に要する費用が確定（物品であれば納品が完了し、費用が確定）してから行ってください。（概算による受付は行わないこととしています。）

②領収書等の証拠書類の提出は省略されます。（医療機関等において交付決定から5年間は保管をいただきますようお願いいたします。）

③インターネットを利用した電子申請が困難な場合や本支援に関するご相談は以下の問合せ先（厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター）までご連絡ください。

#### <問合せ先>

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話：0120-336-933（平日9:30～18:00）

## 会員宛て別紙

< 令和2年度第二次補正予算及び第三次補正予算での支援 >

交付 済	大阪 府	①	<p>「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」                  令和2年7月27日～令和3年2月28日まで申請受付 <b>【受付終了】</b>                  → 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象</p>	<p>(上限金額)                  ○無床診療所→100万円                  ○有床診療所→200万円                  ○病院→200万円+5万円                  ×病床数</p>
申請 受付 終了	厚生 労働 省	②	<p>「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」</p> <p>◇ 令和3年2月3日～令和3年2月28日まで申請受付 <b>【受付終了】</b>                  → 令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象</p> <p>◇ 令和3年4月9日～令和3年9月30日まで申請受付 (当日消印有効) <b>【受付終了】</b>                  → 令和3年4月1日から令和3年9月30日までにかかる費用が対象</p> <p>現在、厚労省での交付決定の審査中です。審査が大幅に遅れておりご迷惑をおかけしております。</p>	<p>(上限金額)                  ○診療・検査医療機関                  →100万円                  ○無床診療所                  →25万円                  ○病院・有床診療所                  →25万円+5万円×許                  可病床数</p>

< 令和3年度での支援 >

予定	厚生 労働 省	③	<p>「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」</p> <p><b>【受付期間】 令和3年11月1日～令和4年1月31日まで申請受付 【予定】</b>                  → <b>令和3年10月1日から令和3年12月31日までにかかる費用が対象</b></p> <p>※原則、WEBでの申請となります。WEB申請が困難な方は下記のお問合せ窓口にご連絡ください。                  ※領収書等の証明書類の提出は省略されます。                  (医療機関等において交付決定から5年間は領収書等の証明書類を保管いただきますようお願いいたします。)                  ※概算申請ではなく実績に基づく申請となるため、事業に要する費用が確定してから申請を行ってください。</p>	<p>(上限金額)                  ○無床診療所                  →8万円                  ○病院・有床診療所                  →10万円                  ○薬局・訪問看護事業者・助産所                  →6万円</p>
----	---------------	---	---	--

③の詳細は下記の厚労省ホームページにてご確認ください

《厚生労働省ホームページURL》

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html)

※申請用WEBサイトは現在準備中ですので、掲載され次第、改めてご案内いたします。

《②と③のお問合せ先》

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

☎0120-336-933

(平日9:30~18:00)